## 近畿厚生局麻薬取締部密輸対策課標準文書保存期間基準

令和4年4月1日作成

文書管理者·密輸対策課長

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表 第2の該当事項・業 務の区分	保存期間終了時の措置
その他の事項									1
22 文書の管理に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の 業務に常時利用するものとして継続 的に保存すべき行政文書(三十の	<ul><li>・行政文書ファイル管理簿</li><li>・外部倉庫管理簿</li><li>・標準保存期間基準</li></ul>	総務関係	文書管理	行政文書ファイル管理簿	常用	2 (1) ①22	廃棄
		項)				標準保存期間基準	常用	2 (1) ①22	-
		②取得した文書の管理を行うための 帳簿(三十一の項)	<ul><li>・受付簿</li></ul>			受付簿	5年	2(1) ①22	_
		③決裁文書の管理を行うための帳簿 (三十二の項)	・決裁簿			決裁簿	3 0 年	2 (1) ①22	_
		⑤行政文書ファイル等の類型及び廃 棄時期が記録された帳簿	・廃棄の記録			○年度廃棄の記録	5年	2(1) ①22	
 上記各号に該当しない事	事項				<b>I</b>	<b>L</b>		<u> </u>	1
所管する業務に係 る関係機関等との 会議及び連絡調整 に関する事項	する重要な経緯	関係機関等との会議に関する資料	・会議資料 ・出席者名簿	会議	密輸対策会議	〇年度密輸対策会議	5年		廃棄